

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について（再周知）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について」（令和6年3月22日付け子ども家庭庁事務連絡）等でお示しし、周知の徹底を行ってきたところですが、このたび、子ども家庭庁から安全装置を装備しないまま送迎用バスを運行している事例があるとの連絡がございました。送迎用バスに対する安全装置の装備については関係府省令等により義務付けられており、このような事例は法令違反となることから、改めて、各施設において、安全装置を装備していない送迎用バスが運行されることのないよう、安全装置の装備の徹底をお願いします。

なお、安全装置の取付けに関する補助事業は令和5年度で終了しておりますので、万一未装備があった場合は事業所負担での取付けとなることを申し添えます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		